

資料2
住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング		①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類				実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解職等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
1	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	0010580	日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
2	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	0010577	外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）について、以下の項目を管理すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照） ※外国人住民の生年月日及び法第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
3	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.4 改製	0010007	住民票（原票）は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のごと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 住民票（原票）は、任意のタイミングで手動改製ができること。 特別な事由（特別養子縁組、特別養子縁組離縁、性別の変更）がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、改製しないこととすることができ得るが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにすること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。そのため住民票（原票）の手動改製機能については、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
4	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010010	特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、養子の除票に係る転出先の住所を空欄にできること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。（代替として発行抑止などで対応する。）												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
5	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010011	法第15条の3で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合、留意事項（1.1.14のC類型）に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力すること。	（ベンダ①）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ②）制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
6	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010012	除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しながら住民票の写し等の証明書を出力できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
7	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010013	除票の管理方法としては、除票となった後、9.3（除票用データベースへの移行）により除票用データベースに移行されるまでは住民記録システムデータベースに保管すること。除票用データベースに移行された後は、消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくても運用が行えたと判断し、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
8	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010014	ユーザインタフェースの工夫（例：1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベースにある除票を検索する）により、簡易な操作で住民記録システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索することができること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくても運用が行えたと判断し、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
9	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010015	1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、消除から5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくても運用が行えたと判断し、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
10	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010017	除票固有の記載事項については、1.1.14（統合記載欄）に記載すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
11	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	0010537	1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、「基本データリスト」を参照すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	（ベンダ①）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ②）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダ実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
12	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	0010538	年月日は、暦上日に限り、許容すること。 ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち1.1.1（日本人住民データの管理）に規定する生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製消除年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する生年月日については、以下に規定する外国人住民の生年月日不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照） なお、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）、明治45年7月30日及び大正15年12月25日の設定も許容する。 年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。	（ベンダ①）住記標準仕様書とJ-LIS既存住基システム改造仕様書の矛盾のため。 「出生、死亡又は失踪に係る異動日」のうち、出生と失踪の不詳日入力は実装できない。 標準仕様書では失踪は職権消除としているため、住基ネット本人確認情報への異動事由は職権消除としている。 住基ネット本人確認情報では出生と職権消除の異動日は不詳日を許容していないため実装できない。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。	（ベンダ①）「実装不可理由」に記載の通り、住基ネットCSではそもそも出生と失踪に係る異動日に対して、暦上日以外を許容していません。J-LIS既存住基システム改造仕様書では以下の通り定められています。 ----- 生年月日以外の日付は、死亡における異動年月日を除いて、暦にない日付を設定することはできない。 ただし、死亡における異動年月日の場合でも、暦にない日付としては、不明(年月日とも不明、月日不明、日不明)以外を設定することはできない。 ----- 住記標準仕様書の通りに暦上日以外を許容してしまうと、出生と失踪宣告の際に連携する本人確認情報が全てCSでエラーとなります。運用として許容することはできません。 そのため、出生と失踪に係る異動日については非暦上日を許容するべきではありません。	○		○									対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、暦上日以外の日付について必要な変換を行った上で連携することを想定している（※）ことから、見直しを行わない。 ※ 既存住基システム改造仕様書は住民記録システム内部でのデータ型まで規定するものではないことから、機能ID 0010023に「住基ネットに送信する際には必要な変換を行うこと」と記載があるとおり、必要な変換を行った上で連携することを想定している。
13	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	0010024	他システムとは「不詳」のまま連携し、不詳日の値については、住基ネットへ送付するコード定義に基づき規定する。 なお、この場合も、内部的には日付を保有しておくこと。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
14	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 3 宛名番号・世帯番号	0010539	宛名番号及び世帯番号は、自動付番できること。 宛名番号及び世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W2～7）とする。余りが0又は1の場合、検査付番は0とする。また、本ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
15	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 6 支援措置対象者管理	0010583	支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票（原票）及び除票（原票）に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票（原票）及び除票の当該表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。 （シート「項目詳細一覧」を参照） なお、支援措置対象者の相手方及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票（原票）の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
16	1 管理項目	1.3 その他 住所辞書管理項目	1.3.3 住所辞書管理	0010058	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、都道府県市区町村コード、町字コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。	（ベンダ①）「住所辞書については全国的に提供されるもの」としてJ-LIS町字ファイルを使用している。そのため、基本データリスト要件を満たすためにはJ-LIS町字ファイルとアドレスベースレジストリの変換表が必要だが、R7.4時点で発出されていない。R7.3.21のデジタル庁事務連絡によると、正式提供はR7.6.1に延期するとなっているため、適合期限の1年前までに仕様開示するという考え方からR8.4.1までの実装は困難となった。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。 データ連携時にアドレスベースレジストリに対応する事は機能的には実装済みですが、弊社システムとしては標準化前の既存システムではJ-LISの住所マスタとしてJ-LISの住所情報を採用しており、J-LISの住所辞書情報とアドレス・ベース・レジストリの紐づけが必要です。 紐づけ情報が整備出来ないため利用が出来ないため経過措置の対象として挙げさせていただきます。	（ベンダ③）以下の対応にて、パッケージへの実装は完了しております。 J-LISから提供されている全国住所辞書情報を取り込み可能です。 データ出力時にはJ-LISの全国住所辞書情報とアドレスベースレジストリ情報の紐づけに従い町字コードに変換して出力可能です。 国名コードも要件に従い出力可能です。 （ベンダ④）データ連携時にアドレスベースレジストリに対応する事は機能的には実装済みですが、標準化前の既存システムではJ-LISの住所マスタとしてJ-LISの住所情報を採用しており、J-LISの住所辞書情報とアドレス・ベース・レジストリの紐づけが必要ため	○									対応なし	当該機能については対応なし。 J-LISの住所辞書情報とアドレス・ベース・レジストリの紐付けに伴い機能実装が完了することから、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点				②総務省の観点				③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
17	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	0010070	1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1（住民票の写し）、20.1.3（住民票の写し（世帯連記式））、20.1.4（住民票の除票の写し）、20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）、20.3.2（転出証明書）、20.3.3（転出証明書に準ずる証明書）、20.4.1（住民票コード通知票）、20.4.2（住民票コード変更通知票）及び20.4.3（住民票コード修正通知票）に関するもの）は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 （シート「項目詳細一覧」を参照） また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理するとともに、広域交付住民票の場合についてはCSへの送信履歴をもって交付履歴と同様の取扱いとし、同様に管理すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
18	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.9 認証者	0010073	期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間を管理できること。	市区町村長と職務代理者2件の管理は機能搭載済だが期間指定による切替えは未実装。切替えはパラメタ設定等で実施している。 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため。また、弊社パッケージシステム全体への影響が多いことから当該機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
19	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	0010587	日本人氏名及び旧氏の振り仮名並びに外国人氏名及び通称のフリガナ（「2検索・照会・操作」において「氏名の振り仮名等」という。）を登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。	旧氏の振り仮名についての検索が未実装。 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため。また、弊社パッケージシステム全体への影響が多いことから当該機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
20	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	0010079	以下のあいまい検索ができること。 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。 例：検索文字の例 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、 「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「瀕」、「濱」等、 「藤」で検索時は「藤」、「藤」、「藤」等が検索対象文字となる。	本機能要件については、「たとえば「一部の「藤」」の異体字が検索対象となっておれば、当該機能は実装済みであると判断される」とのご見解をいただきました。 弊社としては、異体字として検索できる対象文字の範囲を特定し、対象文字間のマッピング情報を設定したうえで、異体字を含む文字列（姓、名）について、異体字部分を平易な文字に置換した文字列を、対象者の検索用カラムにデータセットアップする（たとえば「渡邊」さんの検索用カラムに「渡辺」をセットアップする）ことで、機能を実現する予定です。アプリケーションとしての機能自体は実装する計画ですが、対象文字列の特定とセットアップができていない状態は、機能が動作するための設定に至っていない状態とみなされ、利用者からすると機能が実現されていないことになります。サービス提供までの期間で、このセットアップができる目途が立っていないことから経過措置対象として申請させていただきます。	本機能について対象文字を追加することで実装可能な状態としていますが特に利用者からあいまい検索可能な漢字の要望はなく対象の文字を追加する予定が発生しておりません。	○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
21	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0010081	氏名（ローマ字・漢字を含む。）・旧氏・通称・氏名の振り仮名等・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・住民種別（日本人、外国人）・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名等・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	（ベンダ①）第3.0版から第4.0版の改版にて追加された機能であり、改版については優先度の高い機能から順次取り込んでいるが、本機能の優先度は低いと考えているためです。 空欄を許容している項目について空欄を指定して検索できることとなっているが、他の項目を検索条件にする等運用で対処可能であるためです。 （ベンダ②）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。	（ベンダ①）「空欄を指定して検索すること」について利用者からの改修要望が低く、他に優先度の高い改修要望があるため実装できておりません。	○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
22	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	0010547	異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、氏名の振り仮名等、住所、住所コード、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点		②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解 釈等が明 確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
23	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.2 交付履歴照会	0010093	個人を特定した後に、1.3.8（交付履歴の管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1（住民票の写し）、20.1.3（住民票の写し（世帯連記式））、20.1.4（住民票の除票の写し）、20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）、20.3.2（転出証明書）、20.3.3（転出証明書に準ずる証明書）、20.4.1（住民票コード通知票）、20.4.2（住民票コード変更通知票）及び20.4.3（住民票コード修正通知票）に関するもの）について、照会できること。 なお、照会に当たっては、1.3.8（交付履歴の管理）に規定する項目から行えること。 また、コンビニで交付された場合や広域交付住民票の場合も同様に照会できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 「住民票除票記載事項証明書」に関して、弊社の現行システムを利用している自治体では、この機能を使用せずに業務を行っているため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
24	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.3 文字コード照会等	0010094	漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができることと、文字コードの照会ができること。	拡大機能は搭載しているが、文字コードの照会については、仕様上現行システムへの機能追加開発・搭載が困難で、他の実装必須機能を優先開発しているため、実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
25	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援措置対象者照会	0010095	照会した支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。）の住民票データを確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、1.1.16（支援措置対象者管理）の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
26	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	0010099	各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止の開始日及び終了日設定ができること。 抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
27	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	0010100	抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、庁内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各システムへのデータ連携は不要とすること。	制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
28	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	0010101	一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。 抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため、当該機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 現行機能で抑止設定されている該当者は検索時に注意メッセージを表示している。また、帳票発行は現行機能として住民票発行画面で支援措置責任者が一時解除を行い、その画面を離れると自動的に抑止状態に戻る。当面は現行機能の運用で行う。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
29	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	0010104	抑止事由（支援措置、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等）を選択できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
30	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	－	0010105	抑止については複数設定設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
31	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010112	住民基本台帳に記録された者について支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、住民記録システムから戸籍附票システムへ連携できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
32	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010113	支援措置の期間設定は1年とし、支援措置の開始年月日を入力すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定及び表示され、必要に応じて修正できること。 例）開始年月日が令和2年4月1日の場合、終了年月日が令和3年3月31日に自動的に設定される。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点		②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解職等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
33	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010115	延長処理に先立ち20.5.1の支援措置期間終了通知を出力できること。また、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置対象者の住民票を参照する際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
34	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010116	支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援措置対象者の住民票を表示する端末画面において、支援措置の期間が終了している旨のアラートを表示できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
35	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010118	申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの期間においても、被害者保護のため、支援措置対象者が含まれる住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を実施しようとする際に、仮支援措置として、エラーとすることができると。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
36	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010119	当初受付市区町村は、支援措置対象者が転出した場合においても、転入・転入処理期間中に支援措置が必要となる場合に支援措置が終了することのないよう、仮支援措置として、前住所地区町村としての支援措置が継続されるよう自動で切替えができること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
37	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	0010120	仮支援措置については、自動的に解除されるものではないが、仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合には、常時又は住民記録システム開始時及び終了時にその旨を表示できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
38	4 異動	－	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	0010128	異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民となる又は引き続き住民である異動処理（例：転入、転居、出生等）については、全部（対象者のみで新たな世帯を構成することをいう。）又は一部（対象者が既存の世帯の一部となることをいう。）を選択できること。全部を選択する場合には、異動先世帯の情報の入力（異動先世帯における世帯主の設定及び世帯主以外の統柄の設定を含む。）ができること。一部を選択する場合には、基本検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、異動先世帯の内容を表示しながら必要な情報の入力（異動先世帯における統柄の設定を含む。）ができること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
39	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助	0010142	再転入者で、転出時の本籍地をデフォルトで表示する場合において、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。	（ベンダ①）「市町村合併で現在存在しない本籍地」について市町村合併によって現存しないのか、その他理由によって現存しないのか判断できないため。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。	（ベンダ①） 実装不可理由に記載の通り、「存在しない本籍地」の理由は市町村合併だけではなくあります。 ・町名変更・字廃止 ・住居表示導入による表記制度変更 ・明治～戦前地名の存続による歴史的要因 等 上記の通り多種多様な理由が存在する中で、市町村合併に限定して表示しないということはシステムで判断できるものではありません。 本質は、再転入時の除票引用で現在存在しない本籍地を表示させたくない、ということだと考えています（市町村合併に限定する必要はございません）。そのため、「機能・帳票要件修正案」に記載の内容で標準仕様書を修正頂くことを希望します。	○	○								機能要件修正	当該機能について、本籍地が現存しない理由を市町村合併のみに限定することを意図した機能ではないことから、実装区分の変更は行わないが、機能要件の記載を以下のとおり修正する。「再転入者で、転出時の本籍地をデフォルトで表示する場合において、市町村合併等で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。」		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
40	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	0010146	異動処理の仮登録及び本登録を行えること。 異動入力した内容は仮登録として、審査後の、決裁により本登録とする。 仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、証明発行、他業務（住基ネット等）連携については、抑止されること。 【仮登録】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態（登録申請情報をシステムへ入力し、一時保存している状態） ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態 ・他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。 ・団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。なお、仮登録前のデータについても照会・証明書発行等は抑止される。 ・証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。 【本登録】 ・異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されており、法上、住民票（原票）に記載されている状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・住民票コードが付番又は住民票に記載されている。 ・確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。	（ベンダ①）「なお、仮登録前のデータについても照会・証明書発行等は抑止される」について、仮登録前のデータは照会できるようにしている。実務として仮登録前の情報と見比べる事務は必要であるため。 また、「証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」について、要件どおりに実装すると団体内統合宛名、証明書、他業務連携へ仮登録の度にデータ連携が必要になってしまう。さらに解除の度にデータ連携が必要になる。他方、機能別連携仕様には仮登録に伴う抑止情報の連携定義は存在しない。他業務標準仕様においてもこれを受けとり抑止する前提はない。 （ベンダ②）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。	（ベンダ①） 本要件は、該当住民に対する異動手続きを開始するにあたって、手続きが完了するまでの照会・証明書発行を抑止したいニーズに基づくものと認識しております。 まず、仮登録前の照会抑止については実務として必要（手続き前の最新状態の確認等）なため、要件として過剰と考えます。 次に、コンビニ交付や広域交付での発行抑止ですが、仮登録中のデータに対する抑止連携I/Fはデジタル庁機能別連携仕様に存在しません。又、他業務にっっても仮登録のデータを受信して抑止する仕様が標準仕様にならないため、標準化において実装不可能な機能と考えます。 尚、弊社では異動受付前専用の抑止事由を用意し、そちらを仮登録前に適用して決裁することで、他システムに抑止を連携＝証明書発行を抑止するという機能を実装しております。そちらをもって、本要件に対応するという考えです。	○	○	○				○						対応なし	当該機能については対応なし。 理由は以下のとおり。 ・本機能における「照会」とは他の課からの照会を指している（「考え方・理由」欄参照）ことから、本登録作業にあたり仮登録データを照会することは抑止対象ではない。 ・コンビニ交付や広域交付での発行抑止については、仮登録データによる証明書発行を実施しないことを定めたもので、仮登録中の住民情報の連携（した上での抑止）を求める機能ではない。
41	4 異動	—	4.0.9 入力確認・修正	0010151	更新前（仮登録）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
42	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	0010165	除票データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくても運用が行えると判断し、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
43	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010170	マイナポータル等から送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）から取得できること。また、マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて、住民のデータとは別に管理できること。	（ベンダ①）住記標準仕様書と住基ネットの実装時期の矛盾のため。転出証明書情報にはマイナポータルで付された申請紐付符号のインタフェースが住基ネットに追加されるのがR8.5末頃を予定されているため、適合基準日までの実装は不可。 また、申請紐付符号が転出証明書情報のインタフェースとして公開されたのはR6.12頃だが、その後を追加されている第4号施行日向け対応機能の開発を優先せざるを得ない。 （ベンダ②）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ③）制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
44	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010549	転出証明書情報、転入予約情報を取り込む際には、職員の手を介することなく自動で、複数件を一括で取り込むことができること。転出証明書情報から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。	（ベンダ①）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ②）制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
45	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010171	転入予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。また、転入予約情報及び転出証明書情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として取得できない場合（世帯全員が転入する場合）、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び転入する他の世帯員の続柄については、転出証明書情報により通知された情報を引用し、印字した上で出力できること。なお、郵送等により転出届が提出された場合の特例転入においては、転出証明書情報のみを基に印字した上で出力できること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
46	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010172	転入予約情報により取得した来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。	（ベンダ①）申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ④）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
47	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010173	来庁予定者の受入れ事前準備のために転出証明書情報（個人番号を除く。）を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報（個人番号を除く。）及びマイナポータルで付された符号を送信できること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ③）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
48	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010174	申請管理機能から転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ひつたりサービス_外部接続インターフェース仕様書」において規定する受付番号をいう。以下同じ。）を用いて、対応する転入予約情報を削除できること。また、転出証明書情報を取得している場合は、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	（ベンダ①）申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
49	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010175	特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
50	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010177	CSから連携された転出証明書情報は、転入届がされなかった場合、政令で定める期間の経過後に消去できること。その際、転入予約情報及びマイナポータルで付された符号についても消去できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
51	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010182	マイナポータル等から送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人氏名、届出人の性別、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居する他の世帯員の氏名、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）から取得できること。また、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。	（ベンダ①）申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ④）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
52	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010526	転居予約情報を取り込む際には、職員の手を介することなく自動で、複数件を一括で取り込むことができること。	（ベンダ①）申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため （ベンダ②）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ③）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダ実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
57	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010187	申請管理機能から取得した転居予約情報は、4.1.1.3特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）に記載の、政令で定める期間経過後の転出証明書情報の消去に準じた期間経過後に消去できること。	（ベンダ①）申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
58	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.1 転出における異動日・届出日	0010190	4.0.3（異動日・処理日）の規定に関わらず、異動日が届出日以降の場合、届出日以降の世帯主又は続柄を管理できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
59	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010203	転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
60	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	0010204	申請管理機能から転出届の取消申請を受理した場合、既に転出処理を実施済みであるものの、住民票削除前においては、処理済みの情報を削除できること。なお、取消申請に対応できるよう、転出予定年月日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイナポータルで付された受付番号を管理すること。	申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
61	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等	0010217	世帯変更・世帯合併を行う際、方書同一性確認を自動で行い、相違の場合はエラーで表示すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
62	4 異動	4.2 職権	4.2.0.1 職権による住民票の記載等	0010224	4.1.0.1（届出に基づく住民票の記載等）の届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がなく、職権記載、職権削除又は職権修正（「職権記載等」という。以下同じ。）を行ったときは、その旨を当該記載等に係る者に通知するための職権記載等通知書を出力できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○									対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダ実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
63	4 異動	4.2 職権	4.2.0.4 戸籍届出・通知日	0010228	戸籍届出又は戸籍通知に基づく職権による住民票の記載等においては、戸籍届出・通知日を入力できること。 なお、戸籍届出・通知日は、届出日（4.1.0.2参照）、申出日（4.2.0.5参照）及び請求日（旧氏の記載・変更・削除」（1.1.7参照）の場合に限る。）と1つのデータ項目として管理することも差し支えない。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
64	4 異動	4.2 職権	4.2.0.4 戸籍届出・通知日	0010229	戸籍届出・通知日は、処理当日をデフォルトで表示すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
65	4 異動	4.2 職権	4.2.0.5 申出を受けた職権記載等	0010230	申出を受けて職権記載等を行う場合、システム上、申出を受けて行ったことが分かるようにすること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
66	4 異動	4.2 職権	4.2.0.5 申出を受けた職権記載等	0010231	申出を受けて職権記載等を行う場合、申出日を入力できること。 なお、申出日は届出日（4.1.0.2参照）、戸籍届出・通知日（4.2.0.4参照）及び請求日（旧氏の記載・変更・削除」（1.1.7参照）の場合に限る。）と1つのデータ項目として管理することも差し支えない。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
67	4 異動	4.2 職権	4.2.0.5 申出を受けた職権記載等	0010232	申出日は処理日当日をデフォルトで表示すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
68	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	0010263	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、市区町村が任意に設定した数を下回った場合、アラートを表示すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
69	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.7 市町村通知の送信	0010285	以下について実行できること。 ・転出予定者の転出予定年月日に市町村通知を送信 ・特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達の送信 ・送信した市町村通知及び市町村伝達の照会 ・送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末における処理結果の取り込み及びエラー情報を含む処理結果の照会 ・送信した市町村通知及び市町村伝達の再送信	入管庁市町村連携仕様・連携インターフェース仕様の「送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末における処理結果を取り込み、エラー情報を含む処理結果の照会」はリアルタイムでは実装できない。そのため、時間を空けて受信する仕組みを実装しても運用に耐えられず、職員は在留カード等発行システムを参照することになるため。	「実装不可理由」に記載の通り、リアルタイムでの処理結果の照会の実装できません。よって、日次での処理結果照会取得の処理を実装する予定です。				○			○			○	対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、リアルタイムでの処理を必ずしも求めておらず、連携頻度については自治体での業務内容に応じで設定することが考えられるため、見直しを行わない。	

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
70	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	0010288	4.1（届出）から4.5（外国人住民のみに関係する異動）に規定する異動処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、4.0.1（異動者）の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。 復元した後、続柄等の修正やデータを追加する必要がある場合には、職権修正により対応する。 具体的には、①転出や死亡等の異動を取り消す機能（異動取消（増））、②転入や出生等の異動を取り消す機能（異動取消（減））及び③人口の増減を伴わない記載事項の訂正を実施する機能（異動取消（修正））を備えること。	（ベンダ①）住記標準仕様書とJ-LIS既存住基システム改造仕様書の矛盾のため一部実装できない。 「取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。」について、異動履歴から選択して自由に特定時点に異動取消しできると住基ネット・他業務に多大な影響があるため標準仕様書とおりの実装はできない。 例：転入→転居→死亡 の場合、異動取消の機能で転入の状態まで戻す機能を住記システムに実装しても、住基ネット本人確認情報には一足飛びに転入状態に戻す方法はない。リカバリはJ-LISサポセンとやり取りしながら作業が発生するので、死亡→異動取消（増）→異動取消（修正） という手順を踏まざるを得ない。 直前の異動前状態に異動取消をする機能は実装済み。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。	「実装不可理由」に記載の通り、一足飛びに任意の時点に戻す方法は住基ネットに存在しません。又、住基ネットに限らず機能別連携仕様による他システムへの連携においても、任意の時点に戻すという要件を単純に実装すると多大な影響があります。特に、転入⇒転居⇒死亡のように増減異動が存在する中での一足飛びでの復元（死亡の状態から転入に戻す）は、課税や資格などの他業務制度を考慮すると非現実的です。そのため、本要件は「選択できる異動履歴は、増減異動を挟まないこと」等の前提条件を付けるべきと考えます。	○		○				○					その他	当該機能について、実装区分の変更は行わないが、当該機能は一足飛びでの復元ではなく、最新履歴から取消しの対象となる異動履歴まで遡って取消しの履歴を上積みする仕様を想定していることから、これを明示するために、【考え方・理由】の欄に以下のとおり補記する。 「なお、「取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できる」とは、異動履歴データの任意の履歴を選択した上で、最新の異動履歴から取消しの対象となる異動履歴まで遡る順序で取消し履歴を上積みする機能を想定している。」	
71	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	0010289	住民記録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。除票用データベースに移行した異動処理については、除票用データベースから取り込める必要はないが、異動前の住民データを入力することにより、元の状態に復元できるようにすること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくとも運用が行えると判断し、当該機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 当機能搭載までは、現行機能の異動取消しで行う。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
72	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	0010290	住所の異動を伴う異動処理を取り消す場合は、従前の世帯に（従前の世帯が一部転出（転居）していた場合は転出前の住所にある従前の世帯に、従前の世帯が全部転出等していた場合は転出前の住所に新たな世帯として）復帰すること。	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。一部転居の異動取消しで従前に復帰する機能は更新処理の大幅な見直しが発生することから開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
73	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	0010291	取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理をともに異動履歴データとして保持すること。	（ベンダ①）他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
74	4 異動	4.6.1（申出による）異動の取消し	4.6.1.1（申出による）異動の取消し	0010294	申出を受けて行う異動の取消しについては、4.2.0.5の規定を準用する。	（ベンダ①）他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		
75	5 証明	5.8 文字溢れ対応	－	0010321	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整する等して、文字超過とならないようすること。 なお、文字数が多くやむを得ず文字溢れが生じる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択でき、出力時に変更することもできること。	（ベンダ①）文字超過リストの代替方法として超過項目についてはメモに記録する。（現行運用） 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため、当該機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。		

住民記録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダ実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
76	6 統計	6.1 統計	－	0010324	システム移行においては、標準準拠システム稼働日以降の集計ができること（標準準拠システム稼働日以前の集計は、従来のシステムで行うこと。）。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
77	6 統計	6.1 統計	－	0010325	統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転出予定者については、現存者として扱うこと。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
78	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	0010328	住基ネット共同利用に対応し、CSサーバで受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を備えること。	（ベンダ①）事実上実装できず、実装したとしても品質保証ができないためです。本要件については、PMOツールにて問合せした結果、総務省回答にて標準オプションとすることを検討するとされており、弊社としても標準オプション機能とすることを強く希望します。 （ベンダ②）標準化・ガバメントクラウド移行に伴い、住基ネット共同利用を解散する団体が大半であり、住基ネット共同利用を継続するのは1団体（2市）のみである。当団体の稼働時期がR9年度以降となるため、振り仮名法改正第四号施行日対応を優先する。 （ベンダ③）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。	（ベンダ②）住基ネットCSは、共同利用であっても連携できるポート数は1つのみとなっております。これにより、例えば構成団体A,B,Cの3団体が住基ネット共同利用をしたとしても、CSと連携できるのは1つのみとなるため、A～Cの住記システムだけでなく、A～Cのデータを束ねてCSに連携する中継サーバが必要となります。 この点に関して、コストメリットが薄くかつ運用もしづらいというデメリットがあります。 又、構成団体ごとにガバメントクラウドへの移行時期はバラバラですので、共同利用を継続する場合はオンプレの団体とガバメントクラウドに移行した団体との混在期間が必ず発生します。一つの共同利用団体で、両者が混在し環境の運用方法及びセキュリティ事項が全く異なるため、手間が非常に大きくなります。 以上のことから、標準化に伴い共同利用を解散する団体が大半です。弊社でも継続の意向があるのは1団体（構成団体2市）のみとなっています。 上述のデメリットから、共同利用機能を【実装必須機能】と位置付けるのは過剰と考えます。よって、【標準オプション機能】と位置付けるのが妥当です。 （ベンダ③）住基ネットの共同利用については、当社の各自治体では現在実施しておらず、当面も共同利用の予定はありません。しかしながら、今後、共同利用を希望する自治体が出てくる可能性を踏まえ、本機能については標準オプションとして位置付けに変更させて頂きたい。						○							標準オプション化	当該機能については、住基ネットCSの共同利用を行っている自治体が限定的であるとの見解を踏まえ、機能に係る業務を実施している自治体が限定的なものとして、実装区分を標準オプション機能に変更する見直しを行う。
79	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	0010329	その他、以下について実行できること。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
80	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付	0010361	公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。	コンビニ交付以外の公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請は、市区町村によっては、必ずしも実施している状況ではないことから、当機能を標準オプションの位置づけに変更させて頂きたい。	○				○				○				対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
81	9 パッチ	9.3 除票用データベースへの移行	－	0010387	5年を経過した除票について、住民記録システムデータベースから除票用データベースへ移行し、同時に住民記録システムデータベースから削除できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくても運用が行えと判断し、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
82	9 パッチ	9.3 除票用データベースへの移行	－	0010388	1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、パッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当面、除票用データベースを構築しなくても運用が行えと判断し、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
83	9 パッチ	9.7 住所一括変更	－	0010397	以下について対応できること。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダ実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点		②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
84	10 共通	10.4 操作権限設定	－	0010421	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定できること（支援措置対象者の権限設定については10.3（操作権限設定）を参照）。	「異動・証明を含む全ての画面にて」という部分については実装していない。他課照会に限り実装している。 住記事務を行うにあたり、概要の4項目の確認は必須であるため、他課参照以外の機能で非表示にする必要性はない。	「実装不可理由」に記載の通り、住記事務において「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」については確認が必須です。よって、他課参照以外で上記項目を非表示にすることは不要です。						○					対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、転居の手続等において、住民記録システム標準仕様書の策定時に、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」のうち必ずしも表示する必要がなく、非表示にするニーズがある項目も存在するとの意見を踏まえ、機能要件として設定したものであることから、見直しを行わない。	
85	10 共通	10.7 印刷	－	0010431	帳票発行時にPDF出力又は紙出力のいずれかを指定でき、プリンタの指定もできること。なお、デフォルトでPDF出力又は紙出力のいずれかを設定できること。	第3.0版から第4.0版の改版にて記載が変更された機能です。3.0版では「帳票発行時にPDFが紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトでPDFが紙出力かを設定できることとしても可能とする。」となっておりPDFが紙のどちらかが出力できれば標準準拠していると解釈していました。しかしながら、4.0版での記載内容変更によりPDF出力に関しても必須機能として求められていると読み取れますが、開発期間的に困難であると判断しています。 また、帳票発行時のPDF出力選択については、PDF出力を可能にするだけでなく、PDFファイルの出力先やその後の運用について、セキュリティ面を含めた検討も発生する。	住民記録システムにおいて帳票は証明書と通知書が対象となっており紙出力することが必須である認識であります。 標準仕様では確認用住民票のような内部帳票は規定せず画面HCで確認する認識でいるため本機能要件については実装不要である認識です。	○					○					対応なし	当該機能については対応なし。 本機能は便利機能であるものの、当該機能を利用している自治体が限定的であるとは言えず、また、実装区分の見直しに当たり、機能等単体に限らず実務全体へ影響を与えることが想定されることから、実装区分の見直しは不要。 なお、3.0版以前においてもPDF出力を可能とすることは実装必須機能として求めているものであり、4.0版で変更を行ったものではない。	
86	10 共通	10.7 印刷	－	0010433	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	代替方法として超過項目についてはメモに記録する。（現行運用） 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため、当機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
87	10 共通	10.7 印刷	－	0010434	必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	（ベンダ①）2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
88	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	－	0010439	異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい（なお、転出証明書への二次元コードの印字については、20.3.2（転出証明書）を参照。）。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	（ベンダ①）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため、5.1版の正誤表（二次元コードの設定例が訂正）に合わせる改修が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ③）制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。	（ベンダ②） 転出証明書の二次元コードの取込については、令和9年度中の対応予定です。それ以外のCSV形式の取込機能は先日のベンダヒアリング資料の「実装不可理由に関する追加説明」（下記参照）に記載した理由から標準オプションとして取り扱って頂きたい記載させて頂きました。 ①WebAPI等を使ったデータ取込を既に行っており、CSV形式でのファイル取込を新たに構築しなくても業務に支障がないことから、標準オプション機能としていただきたい。 ②外部からファイル取込を行う場合には、そのファイルのレイアウトがしっかりと定義されている必要がありますが、現時点でレイアウトが示されておりません。任意のファイルレイアウトとなると、レイアウトごとにプログラム対応することとなりカスタマイズの温床となります。ファイルレイアウトを定義していただきたい。 ③CSV形式のファイルを取り込むためには、ファイルを連携する必要もあると考えております。連携方法が定義されていないと、それぞれでベンダー協議・カスタマイズ対応等が発生することになるため、連携方法も定義していただきたい。	○					○					対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。 なお、二次元コードの取込機能が実装されるのであれば当該機能の必須要件は満たしていると考えられる。 また、「転出証明書に記載のデータ」以外のデータ取込については既に標準オプション機能に変更されている。	
89	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	－	0010441	マイナポータルびつたりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。なお、経過措置として、「申請管理システム標準仕様書」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	

住民記録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
90	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	－	0010442	申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和 7 年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。	共通機能標準仕様書には「基幹業務システムから申請管理機能への審査結果等のデータ連携については、移行支援期間以降の検討事項とする。」との記載があり、今後の国の動向とあわせて検討を進める。	○		○										対応なし	当該機能については対応なし。 共通機能標準仕様書において、当該機能に係るデータ連携について、移行支援期間以降の検討事項とされたことから、これに伴い機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
91	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	－	0010565	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等（少なくとも「エラー項目一覧」に記載のもの）は、エラー（※）として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの	2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和 7 年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
92	－	－	20.0. 2 各項目の記載	0010458	5.1（証明書記載事項）により省略の指定をした項目については、項目内容を「【省略】」と表示すること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和 7 年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
93	－	－	20.0. 3 異動履歴の記載	0010597	住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書（世帯連記式でないものに限る。）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する異動履歴については、異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和 7 年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
94	－	－	20.0. 3 異動履歴の記載	0010461	同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものとして、履歴を記載すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
95	－	20.1 住民票の写し等	20.1. 2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	0010471	住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、20.1.2及び20.1.3に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。	2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件（氏名振り仮名関連以外）の開発・実装は令和 7 年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携と支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスが発生する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
96	ー	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	0010574	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。 なお、異動する(した)日本人の振り仮名の項目については、法第7条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみを印字することとする。	(ベンダ①) 2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件(氏名振り仮名関連以外)の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 (ベンダ②) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。 (ベンダ③) 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
97	ー	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	0010575	転居予約を利用した転居届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	(ベンダ①) 申請管理システムからの予約情報連携機能は0010170と同時開発予定のため (ベンダ②) 2024年度は、氏名の振り仮名法制化への対応を最優先とし、標準仕様書3.0版～6.0版の変更要件(氏名振り仮名関連以外)の開発・実装は令和7年度末中に間に合うが、本番環境への適用が間に合わない。 (ベンダ③) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。 (ベンダ④) 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
98	ー	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	0010535	転出証明書に転出証明書の内容を示す二次元コードを印字すること。 また、当該二次元コードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字図形名を示す二次元コードを印字すること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 パッケージシステムの対応は2025年度中としておりますが、全ての自治体様の適用が完了しない可能性があるため追加申請としております。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
99	ー	20.5 その他	20.5.7 住居表示決定通知書	0010517	住居表示決定通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(9.7(住所一括変更)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	(ベンダ①) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 (ベンダ②) 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
100	ー	20.5 その他	20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知	0010520	区画整理等に伴う住所変更通知について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(9.7(住所一括変更)参照)。	(ベンダ①) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 (ベンダ②) 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 未実装帳票一覧表

No.	帳票		ベンダヒアリング		①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	帳票ID	帳票名称	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	【事業者の リソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑義】 他仕様書等 との不整合	【制度上の要 請】 法令や通知 で規定された	【政策的観 点】 デジタル社会 であるべき姿 を視野に設 定された	【政策的観 点】 検討会で重 点的に議論 された	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【影響団体 数】 自治体が限 定的	【住民サービ スへの影響】 代替措置で 運用が煩雑 になる	【住民サービ スへの影響】 当該機能が 無い場合に、 事務ミスを誘 発する	【自治体の生 産性向上】 生産性向上へ の効果あり+ 過大な費用を 必要としない	対応	理由
1	0010002	住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
2	0010006	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届	(ベンダ①) 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 (ベンダ②) 制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該帳票のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
3	0010007	転出証明書	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしているため、5.1版の正誤表（二次元コードの設定例が訂正）に合わせる改修が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
4	0010008	転出証明書に準ずる証明書	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしているため、5.1版の正誤表（二次元コードの設定例が訂正）に合わせる改修が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
5	0010012	支援措置期間終了通知	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
6	0010013	世帯主変更通知書	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
7	0010014	世帯主変更依頼通知書	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することにより多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 未実装帳票一覧表

No.	帳票		ベンダ実装不可理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒア リング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点				検討会の考え方	
	帳票ID	帳票名称			【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【制度上の要 請】 法令や通知 で規定された	【政策的観 点】 デジタル社会 であるべき姿 を視野に設 定された	【政策的観 点】 検討会で重 点的に議論 された	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【影響団体 数】 自治体が限 定的	【住民サービ スへの影響】 代替措置で 運用が煩雑 になる	【住民サービ スへの影響】 当該機能が 無い場合に、 事務ミスを誘 発する	【自治体の生 産性向上】 生産性向上への 効果あり+ 過大な費用を 必要としない	対応	理由
8	0010016	職権記載等通知書	実装必須機能に当社が開発していない機能が 多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数 を費やしている。また、制度改革に伴う現行システム の改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部 を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該 機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わ ない。		○											対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発 を後回しとしたものであり、実装区分の見直し は不要。	
9	0010018	住居表示決定通知書	(ベンダ①) 実装必須機能に当社が開発していない機能が 多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数 を費やしている。また、制度改革に伴う現行システム の改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部 を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該 機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わ ない。 (ベンダ②) 制度改革に伴う現行システムの改修が生じたこと により、開発スケジュールの一部を現行システムの制度 改正対応に充てたため、当該帳票のパッケージ開 発・実装が令和 7 年度中の対応となり、自治体の 適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○											対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発 を後回しとしたものであり、実装区分の見直し は不要。	
10	0010019	区画整理等に伴う住 所変更通知	(ベンダ①) 実装必須機能に当社が開発していない機能が 多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数 を費やしている。また、制度改革に伴う現行システム の改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部 を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該 機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わ ない。 (ベンダ②) 制度改革に伴う現行システムの改修が生じたこと により、開発スケジュールの一部を現行システムの制度 改正対応に充てたため、当該帳票のパッケージ開 発・実装が令和 7 年度中の対応となり、自治体の 適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○											対応なし	当該帳票については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、帳票の開発 を後回しとしたものであり、実装区分の見直し は不要。	

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 （令和７年度の経過措置申請時）	削除不可理由に関する 追加説明 （令和８年度のベンダヒアリング）	【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間を 要しＲ７年度 末までに間に 合わない	【自治体から の機能継続 要望】 職員の事務 負担増大や 非現実的運 用変更、事 務ミスによる 住民サービス への影響等 がある	対応	理由
1	機能ID：0010025 みなし生年月日管理機能	生年月日不詳の住民票でも、各種 住民サービスや人口統計のために年 齢計算が必要。	（ベンダ①） 年齢計算のためにはみなし生年月日が必須であるため。住記標準仕様 書ではみなし生年月日を【実装不可機能】としているが、生年月日不詳 の場合の年齢計算の標準仕様を提示して頂かないと機能削除はできな い。 例）生年月日：19990000と月日不詳の場合、年齢を加算する基 準日は1/1となるのか？12/31となるのか？の標準仕様はない。 →年齢計算基準日をきめる標準仕様がないため、職員または団体によ る確定が必要となっているので削除できない。 （ベンダ②） 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実 装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行 システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行シス テムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度 末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、運用にて対応しておりま す。そのため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響す ることはありません。	（ベンダ①）「削除が時間的に困難な理由」に記載 の通り、生年月日不詳の場合の年齢計算の標準仕 様を提示して頂かないとみなし生年月日の削除はでき ません。経過措置期限である28年度末から逆算する と、27年度末までに提示をお願いしたく思います。 間に合わない場合は、【実装不可機能】から除外頂き たいです。	○	○						その他	本機能については、日付が「不詳」の場合、内 部的に保有する日付に基づき年齢計算を行う こと、当該日付を他システムに連携する場合に は「不詳」である旨を明示して連携することを想 定していることから、実装区分の見直しは行わ ないが、【考え方・理由】の欄に以下の２文を 補記する。 ・「生年月日が不詳である場合、住民記録シ ステムにおける年齢の算定は、内部的に保有 する日付に基づき判断する。」 ・「なお、連携するシステムに対し内部的に保 有する日付を連携する場合は、「不詳」である 旨を明示すること。」
2	個別記載情報取込機能	基本データリスト 001_住民基本台 帳.住民情報グループにある各業務の 資格情報を更新しないインタフェース機 能。 001_住民基本台帳.住民情報グル ープにある項目を更新すると、新しいレ コードを作る仕様となっているが、新しい レコードを作成して各業務へ連携する と、各業務にとって不要なレコードが作 成されてしまうため。	基本データリストの001_住民基本台帳.住民情報グループから、各 業務の資格情報を別グループと変更されないことには必要な機能の ため。	他業務から住記への資格情報の連携は、連携元ベン ダーの仕様に依存して毎回全件で連携されてくることが あり得ます。この時、住記の基本データリストを毎回更 新すると他業務への機能別連携仕様による連携が膨 大なデータとなり、相手先業務で取り込めないというト ラブルがあります。 そのため、資格取込の際に基本データリストは更新する /しないをパラメタで制御しております。				○				対応なし	当該機能については対応なし。 今後、データ要件・連携要件の詳細化等によ る対応も含めた検討が必要であることから、住 民記録システムにおける機能追加としては対応 しない。
3	除票管理機能（令和8年1 月以前分）	令和8年1月以前の改製除票デー タを、現行のデータレイアウトで管理 し、現行の帳票レイアウトで発行す る機能。	・改製除票システムのデータを住民記録システム本体で実装予定の機能ID0010013へ と適合するように移行することは以下の理由により非現実的である。なお、当該機能（＝ 改製除票システム）を削除すれば現行住民記録システム以前のホストシステムで管理し ていた除票が確認できなくなる。 【経緯】 ・当初想定していた住民記録システム本体の改製除票連携案は、デジタル庁からの回答 （R6.4.2付PMOツール回答）をもとに標準仕様を満たしていないと判断するに至って以 降、対応方針について福岡市と協議中の状況（R7.4時点）。 ・対応方針決定後、影響調査やそれに要する時間、住民記録システム本体への対応を 優先している状況下でのSEリソース等を考慮すると、令和８年１月時点での対応は困 難。 ・現行住民記録システムへ他社ホストシステムからの再構築を行った際にも、改製除票シ ステムの統合は検討されたが、難易度が高くこれまで実現されてこなかった。 【現行住民記録システムと改製除票システムの統合が困難と判断した具体的な理由】 ・改製除票の中には文字列で登録されている情報が多く存在している。コードでデータを管 理する住民記録システムへ統合するにはすべての文字列をコードとして登録する必要がある が、改製除票システムで管理する情報だけでは移行に必要な情報が不足するため、住所 などの文字列からコードを作成したり、氏名や住所などで移行先のシステム突合し、情報取 得するなどの対応が必要となる。 ・昨年度、データ統合の難易度を確認するために複数ある住所項目のうち一項目を対象 に簡易的な事前調査した結果、少なくとも世帯合併、世帯分離の異動についてシステ ムの移行データを作成できないことが判明し、その数は約38万件に上ることが判明した。 38万件は簡易的に調査してでた部分的な結果であり、他に移行できないデータがどれくら い存在しているか調査・分析する必要があり、さらに膨大になることは明白である。 ・移行できないデータは人の手で1件ずつ調査する必要があるが、ホストシステム時代に作 成されたと考えられる誤字やシステムにて判断の難しい同姓同名などが含まれる。誤字はシ ステム的に誤字と判断することが不可能であり、妥当性の確認が難しい状況で職員は膨 大な移行後のデータの妥当性を検証する必要がある。	現在市民に窓口で発行している帳票を発行できなくな るため	○				○		対応なし	当該機能については対応なし。 除票の管理については検討会でも重点的に議 論された内容であり、除票の保存年限である 150年の間にベンダ間でのデータ移行が発生し 得ること等を踏まえデータベースの構造が定義 されていることから、このような考え方に反する 機能を標準仕様書に追加することは適当では ない。 なお、標準化基準施行前に除票となったもの については、住民票の除票の写しや住民票除 票記載事項証明書を当時の帳票レイアウトで 出力することは差し支えない。	

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】 事務運用の変更が必要だが、時間を要しR7年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】 職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
4	抹消	誤って住民を登録してしまった場合等に、住民情報を削除する機能となります。 「抹消」機能は、何らかの理由により元々存在しない状態にするために住民情報を削除する特別の位置づけとなる機能です。抹消後は住民情報を参照することはできません。異動の取消し（減）に相当する機能（異動履歴を残します）は別機能になります。 なお、標準化前のFIT & GAP等において、標準化後は使用できなくなる旨と残存としての注意事項をマニュアル等で案内し、ボタンの配置も容易に使用できない場所に配置します。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
5	除票・改製原住民票異動	除票（改製原住民票）の情報を修正できる機能となります。 なお、標準化前のFIT & GAP等において、標準化後は使用できなくなる旨と残存としての注意事項をマニュアル等で案内しています。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
6	個人メモ・世帯メモ	個人及び世帯に対してメモを登録できる機能となります。 なお、個人メモ機能は標準仕様書に準拠しておりますが、世帯メモ機能が経過措置の対象です。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
7	事前登録者印刷	本人通知制度の事前登録者に関して、登録、消除者を確認できる機能となります。 なお、当機能は本人通知専用機能として搭載した機能です。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
8	異動届受理通知結果入力	住民異動届受理通知の照会結果を登録する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】 事務運用の変更が必要だが、時間を要しR7年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】 職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
9	抹消取消	削除した住民情報を復元する機能となります。 「抹消取消」機能は、「2、抹消」で削除した住民情報を元に戻す機能です。異動の取消し（増）に相当する機能とは別機能になります。抹消取消の処理の場合のみ、「2、抹消」で削除した住民情報を参照することが可能です。 なお、標準化前のFIT & GAP等において、標準化後は使用できなくなる旨と残存としての注意事項をマニュアル等で案内し、ボタンの配置も容易に使用できない場所に配置します。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
10	データ集計	各種統計に関するデータを作成する機能となります。 なお、当機能は統計専用機能として搭載した機能です。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
11	集計基準日確認	各種統計データを作成した結果を確認する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
12	統計表一括印刷	当社標準の「町別人口統計表」「異動事由別件数調べ」「転入・転出人数調べ」「地区別事由別件数調べ」「年齢別人口統計表」を一括で印刷する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
13	異動者一覧表	指定した統計集計期間内の異動者を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	統計結果の確認につかっている帳票であり、標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
14	転出予定者一覧表	指定した統計集計期間内の転出予定者を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	統計結果の確認につかっている帳票であり、標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和８年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和７年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しR７年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
15	町別人口統計	指定した統計集計期間内の町別の人口数、世帯数、人口増減、世帯増減を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
16	異動事由別件数調べ	指定した統計集計期間内の異動事由ごとの住民票異動件数、異動者数を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
17	年齢別人口統計	指定した統計集計期間末日の年齢別の人口統計表を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
18	転入転出人数調べ	指定した統計集計期間内の転入、転出人数を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
19	地区別事由別件数調べ	指定した統計集計期間内の住民票異動件数、異動者数を町別、異動事由別に一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
20	外国人登録人員調べ	指定した日付時点の外国人の人数を国別を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
21	在留資格人口統計	指定した日付時点の外国人の人数を在留資格別を一覧形式で確認できる機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションだとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しR7年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
22	人口移動調査	岩手県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
23	人口移動調査	宮城県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
24	移動人口調査	山形県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
25	現住人口調査	福島県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
26	常住人口調査	茨城県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
27	毎月人口調査	栃木県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
28	移動人口調査報告書	群馬県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
29	住民異動月報	埼玉県報告用の統計データ（月報）を作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和８年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和７年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しＲ７年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
30	人口移動調査（年報）	埼玉県報告用の統計データ（年報）を作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
31	現住人口調査	千葉県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
32	住民基本台帳等人口調査	東京都報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
33	移動調査表	神奈川県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
34	人口移動調査	新潟県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
35	毎月人口異動調査	長野県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
36	住民移動報告書	佐賀県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
37	異動人口調査	長崎県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和８年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和７年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しR７年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
38	推計人口調査	熊本県報告用の統計データを作成する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
39	統計調査	当社統計結果の整合性を調査する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
40	当初統計セットアップ	市町村稼働時の統計データを初期セットアップする機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
41	統計保守	統計処理に関する保守機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い都道府県の月次統計データの収集を基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
42	被災者支援システム	被災者支援システム向けに個人、世帯情報をＣＳＶ出力する機能となります。 また、被災者支援システムの開発元はJ-LIS等であるため、開発元からの案内があるまでは現行レイアウトでの連携を継続せざるを得ないと考えております。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
43	自動付設一括セット	地区管理情報等を一括で更新できる機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	区画整理等があった際に、地区管理コードとして定義されている項目を一括セットする機能であり、当機能が無くなると１件ずつ手動入力が必要となり、職員に多大な負担を掛けることになるため当機能は残存させたいと考えております。							○	対応なし	当該機能については対応なし 標準仕様書「1.3.5地区管理」に定める機能では一括更新を妨げていないため、残存機能として扱わない。
44	汎用項目一括セット	汎用的に登録・保持できる項目を一括で更新できる機能となります。 汎用項目とは、「個人ごとに汎用的な漢字項目や数字項目を各１０個ずつ管理でき、その項目名を市町村独自に定めることが可能な機能」であり、市町村ごとに自由な登録がされています（一例としては、民生委員地区コードを登録しています。）	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	区画整理等があった際に、地区管理コードとして定義されている項目を一括セットする機能であり、当機能が無くなると１件ずつ手動入力が必要となり、職員に多大な負担を掛けることになるため当機能は残存させたいと考えております。						○		対応なし	当該機能については対応なし 「1.3.5地区管理」は「いわゆる「行政区」等市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民記録システムにおいて管理すること」を想定しており、民生委員地区等の一括登録機能については妨げていないため、残存機能として扱わない。

住民記録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)		【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間 を要しR7年度 末までに間に 合わない	【自治体から の機能継続 要望】 職員の事務 負担増大や 非現実的運 用変更、事 務ミスによる 住民サービス への影響等 がある	対応	理由
45	綾瀬市個別のデータ連携機能	綾瀬市様で稼働している他ベンダーシステム向けに、住民情報等を連携する機能となります。 綾瀬市様のみの個別カスタマイズのデータ連携機能であり、連携先が移行困難であることから令和 9 年 3 月までの継続を綾瀬市様から求められているものとなります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。	標準化に伴い基本データリストに移行することを想定していますが、標準化期限後も基本データリストへ切替が進んでいないため。						○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
46	本人通知一括印刷	住民票の写し等交付通知書を印刷した住民を確認する機能となります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和 7 年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
47	機能ID：0010196 4.1.3.0.3 転出証明書等	【実装不可機能】 再発行の場合、個別記載事項については最新の状態で印字されること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、運用にて対応しております。そのため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。		○							対応なし	当該機能については対応なし。 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
48	機能ID：0010207 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	【実装不可機能】 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えができること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。 「特例による転出処理済」の印字については、運用対応で代替可能であるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。		○							対応なし	当該機能については対応なし。 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
49	機能ID：0010219 4.1.4.1 世帯変更等	【実装不可機能】 方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記とする修正と併せて、変更処理ができること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。 運用対応で代替可能であるため、移行後の実装（不可機能にする対応）となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。		○							対応なし	当該機能については対応なし。 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
50	機能ID：0010251 4.2.2.1 死亡	【実装不可機能】 死亡事由として、戸籍システムの主な死亡事由を選択する方法と、自由入力する方法の両方が使えること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。 死亡日について推定の不詳日を入力する代替方法があるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。		○							対応なし	当該機能については対応なし。 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。

No.	残存機能			ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】 事務運用の変更が必要だが、時間を要しR7年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】 職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
51	機能ID：0010345 7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求	【実装不可機能】 個人番号請求者及び変更者について一覧表を作成できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では一覧表の出力は可能ですが、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。		○							対応なし	当該機能については対応なし。 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存帳票一覧表

No.	残存帳票				ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由 (令和7年度の経過措置申請時)	外部帳票/ 内部帳票	削除不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリン グ)	【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間 を要しR7年度 末までに間に 合わない	【自治体からの 機能継続要 望】 職員の事務負 担増大や非現 実的運用変 更、事務ミス による住民サー ビスへの影響等 がある	対応	理由
1	関係課案内国保異動届出書	住基異動の後に住基異動情報から国民健康保険資格の異動届出書を作成して出力する。	各団体が国民健康保険システムが標準準拠するまでは現行様式での出力が必要となるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 当該帳票は他業務システムの移行までの期間において必要となるが、他業務システムの移行に時間を要し令和7年度末までに間に合わないことによるものであり、実装区分の見直しは不要。
2	関係課案内介護異動届出書	住基異動の後に住基異動情報から介護保険資格の異動届出書を作成して出力する。	各団体が介護保険システムが標準準拠するまでは現行様式での出力が必要となるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 当該帳票は他業務システムの移行までの期間において必要となるが、他業務システムの移行に時間を要し令和7年度末までに間に合わないことによるものであり、実装区分の見直しは不要。
3	関係課案内後期異動届出書	住基異動の後に住基異動情報から後期高齢医療保険資格の異動届出書を作成して出力する。	各団体が後期高齢医療保険システムが標準準拠するまでは現行様式での出力が必要となるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 当該帳票は他業務システムの移行までの期間において必要となるが、他業務システムの移行に時間を要し令和7年度末までに間に合わないことによるものであり、実装区分の見直しは不要。
4	転入学通知書	住基異動の後に住基異動情報から転入学通知書を出力する機能。	各団体が就学システムが標準準拠するまでは現行様式での出力が必要となるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 当該帳票は他業務システムの移行までの期間において必要となるが、他業務システムの移行に時間を要し令和7年度末までに間に合わないことによるものであり、実装区分の見直しは不要。
5	就学手続通知書	住基異動の後に住基異動情報から就学手続通知書を出力する機能。	各団体が就学システムが標準準拠するまでは現行様式での出力が必要となるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 当該帳票は他業務システムの移行までの期間において必要となるが、他業務システムの移行に時間を要し令和7年度末までに間に合わないことによるものであり、実装区分の見直しは不要。
6	住所証明書	区画整理等で住所変更した証明書になります。 住所証明書、住所変更証明書については他の標準仕様書上も定義されていない帳票であると認識しているため、継続するには経過措置対象としました。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要する と考えるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 帳票の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和7年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
7	住所変更証明書	区画整理等で住所変更した証明書になります。 住所証明書、住所変更証明書については他の標準仕様書上も定義されていない帳票であると認識しているため、継続するには経過措置対象としました。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要する と考えるため。	外部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 帳票の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和7年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
8	人口ピラミッド	指定した統計集計期間末日の年齢別の人口ピラミッドになります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更時間に時間を要する と考えるため。	内部帳票							○		対応なし	当該帳票については対応なし。 帳票の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更時間に時間を要し令和7年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存帳票一覧表

No.	残存帳票				ベンダヒアリング 削除不可理由に関する追加説明 (令和８年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由 (令和７年度の経過措置申請時)	外部帳票/ 内部帳票		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】 事務運用の変更が必要だが、時間を要しR７年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】 職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
9	機能ID：0010446 20.0.1 様式・帳票全般	(１) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) ※住民票の除票の写し (20.1.4参照) 及び住民票除票記載事項証明書 (20.1.2参照) については、標準化基準施行前に除票となったものについては、この限りでない (以降で示すレイアウトに従う必要がない。)	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 「住民票除票記載事項証明書」に関して、弊社の現行システムを利用している自治体では、この機能を使用せずに業務を行っているため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票・内部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和７年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
10	機能ID：0010452 20.0.1 様式・帳票全般	【実装不可機能】 以下を含め、「実装必須機能」又は「標準オプション機能」に示す以外の様式・帳票について、出力できること。 ・住民票（原票） ・住民票の除票（原票） ・住民票の除票の写し（世帯連記式） ・住民票除票記載事項証明書（世帯連記式） ・戸籍附票確認通知 ・個人番号カード等書換通知書 ・戸籍附票確認通知一覧 ・戸籍届出期間経過通知書 ・閲覧不承認通知書 ・戸籍附票照会書 ・入力データ更正報告書	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 ここで定義されている実装不可機能の帳票について、令和7年度末以降も継続して出力可能としても、自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票・内部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和７年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
11	機能ID：0010502 20.5.1 支援措置期間終了通知	支援措置期間終了通知について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること（3.4（支援措置）参照）。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの支援措置機能とEUC機能を併用することで代替運用が可能があるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和７年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
12	機能ID：0010503 20.5.1 支援措置期間終了通知	カスタマバーコードを記載すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの支援措置機能とEUC機能を併用することで代替運用が可能があるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和７年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。

住民記録システム 残存帳票一覧表

No.	残存帳票				ベンダヒアリング 削除不可理由に関する 追加説明 (令和８年度のベンダヒアリン グ)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由 (令和７年度の経過措置申請時)	外部帳票/ 内部帳票		【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間 を要しＲ７年度 末までに間に 合わない	【自治体からの 機能継続要 望】 職員の事務負 担増大や非現 実的運用変 更、事務ミス による住民サー ビスへの影響等 がある	対応	理由
13	機能ID：0010505 20.5.2 世帯主変更通知 書	世帯主変更通知書について、別 紙の帳票一覧・レイアウトに示す レイアウトに従い、直接印刷によ り出力できること（4.0.4（世帯 主不在となる場合の処理）及び 4.0.5（世帯主変更依頼通知 書）参照）。 （帳票一覧・レイアウトExcelを 参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を 実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う 現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行 システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令 和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの EUC機能を使用することで代替運用が可能があるため、移行後の実 装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定 だったが、令和７年度末までに間に合わなかつ たものであり、実装区分の見直しは不要。
14	機能ID：0010506 20.5.2 世帯主変更通知 書	カスタマバーコードを記載するこ と。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を 実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う 現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行 システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令 和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの EUC機能を使用することで代替運用が可能があるため、移行後の実 装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定 だったが、令和７年度末までに間に合わなかつ たものであり、実装区分の見直しは不要。
15	機能ID：0010508 20.5.3 世帯主変更依頼 通知書	世帯主変更依頼通知書につい て、別紙の帳票一覧・レイアウト に示すレイアウトに従い、直接印 刷により出力できること（4.0.5 （世帯主変更依頼通知書） 参照）。 （帳票一覧・レイアウトExcelを 参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を 実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う 現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行 システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令 和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの EUC機能を使用することで代替運用が可能があるため、移行後の実 装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定 だったが、令和７年度末までに間に合わなかつ たものであり、実装区分の見直しは不要。
16	機能ID：0010509 20.5.3 世帯主変更依頼 通知書	カスタマバーコードを記載するこ と。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を 実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う 現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行 システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令 和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの EUC機能を使用することで代替運用が可能があるため、移行後の実 装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定 だったが、令和７年度末までに間に合わなかつ たものであり、実装区分の見直しは不要。
17	機能ID：0010514 20.5.5 職権記載等通知 書	職権記載等通知書について、別 紙の帳票一覧・レイアウトに示す レイアウトに従い、直接印刷によ り出力できること（4.2.0.1（職 権による住民票の記載等）参 照）。 （帳票一覧・レイアウトExcelを 参照）	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を 実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う 現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行 システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令 和７年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムの EUC機能を使用することで代替運用が可能があるため、移行後の実 装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定 だったが、令和７年度末までに間に合わなかつ たものであり、実装区分の見直しは不要。

No.	残存帳票				ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由 (令和7年度の経過措置申請時)	外部帳票/ 内部帳票	削除不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリン グ)	【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間を 要しR7年度 末までに間に 合わない	【自治体から の機能継続要 望】 職員の事務負 担増大や非現 実的運用変 更、事務ミスに よる住民サービ スへの影響等 がある	対応	理由
18	機能ID：0010515 20.5.5 職権記載等通知書	カスタマバーコードを記載すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、弊社現行システムのEUC機能を使用することで代替運用が可能があるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和7年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
19	機能ID：0010518 20.5.7 住居表示決定通知書	カスタマバーコードを記載すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、現行システムの住居表示機能があるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和7年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。
20	機能ID：0010521 20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知	カスタマバーコードを記載すること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。 弊社の現行システムを利用している自治体では、現行システムの住居表示機能があるため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直接影響することはありません。	外部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定だったが、令和7年度末までに間に合わなかったものであり、実装区分の見直しは不要。